

## 栃木市フードバレー協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「栃木市フードバレー協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携のもと、栃木市フードバレー構想に掲げる「食」を柱とした地場産業の振興と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

(取組み方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことに取り組む。

- (1) 会員相互の交流
- (2) 協議会及び会員の情報発信
- (3) 栃木市フードバレー構想の見直しに関わる取組み
- (4) 栃木市が推進する栃木市フードバレー構想に関わる事業への協力
- (5) 栃木県が推進するフードバレーとちぎに関わる事業への協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な取組み

(組織)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する市内の食品関連企業の事業者等及びその他関係団体により構成する。

2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 幹事2名
- (4) 監事2名

2 会長、副会長、幹事及び監事1名は、会員の互選により定め、監事1名は、栃木市産業振興部長の職をもって充てる。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 幹事は、会長の求めに応じて本会の事業に関する助言を行う。

6 監事は、会計状況の監査を行う。

(任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 本会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、研究等を行う部会を置くことができる。

2 前項の部会は、必要に応じて会長が設置する。

(顧問)

第9条 本会に特別顧問、顧問を置くことができる。

2 特別顧問、顧問は、会長が選任するものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、栃木市産業振興部商工振興課に置く。

2 本会の会計は、事務局が行う。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第12条 会費は、無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等については徴収する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年5月19日から施行する。